

次のとおり公募に付する。

令和 8 年 2 月 25 日

岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

県議会図書室図書管理システム保守運用業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思確認書の提出の日までに、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する名簿に、規程第2条各号に掲げるもののうち「ソフトウェア開発」の業務の資格者として登録されている者で、岩手県内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 4に定める参加意思確認書の提出の日から契約決定の日までの期間に、岩手県から、規程第2条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

3 業務の仕様書

別紙仕様書のとおり

#### 4 参加意思確認書の提出期限

(1) 提出期限

令和8年3月9日(月)17時必着

(2) 提出場所

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県議会事務局議事調査課図書室

議会事務局議事調査課図書担当 電話019-629-6023(直通)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 参加意思確認書

別紙様式のとおり

#### 5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

#### 6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

#### 7 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続である。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、応募者による見積合わせとする。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができ。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき

(4) この公募は、令和8年度岩手県一般会計当初予算の成立を前提としているもので、県議会定例会において承認が得られない場合は、手続を中止又は変更することがある。